

獅子郷会 会 則

平成10年5月20日 策 定
平成11年4月 3日 一部改正
平成13年4月 7日 一部改正
平成14年4月 6日 一部改正
平成15年4月 5日 一部改正
平成18年3月18日 一部改正
平成21年3月21日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、獅子郷会（以下<本会>という。）と称する。

(所在地及び事務所)

第 2 条 本会は、事務所（会旗）を会長宅に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦により、人格の向上及び、地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

第 2 章 会 員

(資 格)

第 4 条 本会の会員資格は、昭和44年4月2日から昭和45年4月1日生まれの飛騨市神岡町、高山市上宝町、高山市奥飛騨温泉郷出身者、及び在住者を中心とする。

(入 会)

第 5 条 本会の入会は、本人又は会員の届出により、役員会で決定する。

(権 利)

第 6 条 会員は、総会に於いて各1個の表決権を有し、全ての事業に参加する権利を平等に有する。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は以下に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 3,000円

(2) 年会費 飛騨市神岡町・高山市上宝町・高山市奥飛騨温泉郷在住者 5,000円
上記以外の者 3,000円

(3) 入会金は、本会に入会したときに限り納入する。年会費については、毎年1月1日現在において本会に在籍している者が納入し、支払の期限は入会金、年会費とも3月末日とする。

(脱 会)

- 第 8 条 (1) 本会を脱会しようとする者は、脱会の理由を記入した届出書を会長に提出しなければならない。但し、会に債務等の義務がある場合は、それを完全に履行した後でなければ脱会を認めない。
- (2) 会員の死亡した場合は名誉会員とみなし会費納入を免除する。
- (3) 入会金及び会費を、3年にわたり滞納した者については、入会の意思がないものとみなし、自動脱会とする。

第 3 章 会 議

(構成機関)

- 第 9 条 本会の会議として総会及び役員会を設置する。
- (1) 総会は会員を以て構成する。
- (2) 役員会は役員を以て構成する。

(総 会)

- 第 10 条 (1) 総会は本会の最高機関にあつて、毎年 1 回会長以下役員がこれを招集する。
- (2) 臨時総会は、必要に応じ、その都度これを招集する。

(総会の議長)

- 第 11 条 総会の議長は出席した会員の中から会長が指名する。

(総会の決議事項)

- 第 12 条 次の事項は総会に於いて討議しなければならない。
- (1) 会則の変更。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認。
- (4) その他

(総会の成立と委任による表決権の行使)

- 第 13 条 総会の成立は総会員数の 3 分の 2 以上の出席によるものとする。但し、総会は委任状を以て出席とみなす事ができる。

(議 決)

- 第 14 条 総会及び役員会ともに出席者の過半数を以て議事を決する事とする。但し、可否同数の場合は、十分に討議した上で会長の決するところとする。

(総会の表決事項の通知)

- 第 15 条 会長は、総会の終了後遅滞なくその表決事項を全会員に書面にて通知しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

- 第16条 本会に下記の役員を置くこととする。
- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 理事 | 若干名(会長の判断による) |
| (6) 会計監査 | 2名 |
| (7) 地区委員 | 若干名(神岡地区のみとし、地区ごとの必要人数とする) |

(役員資格及び選出)

- 第17条 役員は、本会の会員であることを要し、役員会に於いて選出し、総会には承諾を得る。

(役員任期)

- 第18条 役員任期は1年とし、総会後から翌年の総会までとするが、再任はこれを妨げないとし、期の途中で選任された役員任期はその期の末までとするが、再任に関しては上記と同様の措置をする。但し任期中に役員の不信任案が上程され可決された場合は、再度役員交代を行い任期は認めないものとする。

(構成機関)

- 第19条 役員選任は、前会長が後任の会長を選任し、その後選任会長と旧役員にて新役員を選任する。しかし、3年以上の任期は認めないものとする。

第5章 資産及び会計

(資産構成)

- 第20条 本会の資産は次にあげる収入を以て構成する。又一度、納入された会費はいつさい返還しない。

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 入会金 | |
| (2) 年会費 | |
| (3) 負担金 | 事業参加費として必要の都度、納入する。 |
| (4) その他 | (寄付金、補助金、資産から生じる収入) |

(会計区分)

- 第21条 本会の会計は、年度毎に一般会計・特別会計に区分して処理することとする。
- | | |
|----------|---|
| (1) 一般会計 | 通常の事業逐業に関する収支を取り行う。 |
| (2) 特別会計 | 特別会計となるべき収入から積み立てられた資金及びその運用により取得した財産の管理・運用を取り扱う。又、一般会計では処理することが望ましくない特別な事業に関する収支を取り扱う。 |

(会計監査)

- 第22条 本会の会計年度は1月1日から同年12月31日までとする。会計監査委員は、毎年1回以上会計帳簿及び収支状況を監査し総会に報告しなければならない。

(会 旗)

第 2 3 条 会旗の使用は、目的を十分説明し会長の承諾を得なければ使用できないこととし、

目的終了後は速やかに会期を返納しなければならない。会長は会旗の使用状況を書面に記載し、総会において報告しなければならない。

第 6 章 慶 弔

(弔事、見舞い等)

第 2 4 条 会員及びその家族・特別な関係の弔事に関しては下記の通りとする。

(1) 香典 本人 ￥20,000 配偶者 ￥10,000

1 親等 (実父母・子)・兄弟 ￥5,000

養父母・義父母 ￥3,000

遠距離の会員については弔電を打つこととする。

(2) 手伝い 必要に応じて役員会を招集し協議する。手伝いによる返礼は一切受け付けないこととする。

(3) 見舞い ￥5,000 (疾病・怪我等により会員が7日以上入院した場合)

(4) 災害その他 会員の本居が火災による全焼の場合の見舞金は ￥50,000
上記の災害による家屋の半焼・半壊の場合の見舞金は ￥20,000とする。尚、必要に応じ会長の判断により対処する。

第 7 章 附 則

(その他)

第 2 5 条 会則に違反した会員については、役員会で検討しその権利を剥奪する場合があります、その他の定めのない事項については、その都度、役員会で協議の上決定する。また、必要に応じて、総会に諮り規則を定めることができる。

第 2 6 条 各行事に関しては、保険をかけるものとする。

(附 則)

この会則は平成 1 0 年 5 月 2 0 日より施行する。

この会則は平成 1 1 年 4 月 3 日より施行する。

この会則は平成 1 3 年 4 月 7 日より施行する。

この会則は平成 1 4 年 4 月 6 日より施行する。

この会則は平成 1 5 年 4 月 5 日より施行する。

この会則は平成 1 8 年 3 月 1 8 日より施行する。

この会則は平成 2 1 年 3 月 2 1 日より施行する。